

わかもの・新卒応援HW通信

2025

12月



労働法セミナー開催



12月11日（木）今年度2回目の労働法セミナーを開催しました。盛岡労働基準監督署 副署長の飯野洋司様より、労働基準法の基礎的な内容についての講義が行われ、具体例を交えた内容に参加者から大変参考になったとの声が寄せられました。当日は雪が降り道路事情も悪い中での開催でしたが、欠席者ではなく、参加者全員で興味深く講義に耳を傾けていらっしゃいました。



<質疑応答>



時間外労働の休憩時間の定めについて



時間契約のパート労働者が会社都合で早退させられ、その分の時給が支払われないケースについて



監督署へ相談したい場合の手順について

時間外労働の規定はないが、残業により実働8時間を超える場合は、法定の休憩時間を確保する必要がある。長時間の残業時は、法律上の義務はないものの、各社が労働者の疲労度を考慮して適宜休憩を与えていくと思われる。

会社都合で休ませる場合は休業手当(平均賃金の60%以上)の支払い義務が発生する。ただし「一部休業」(途中で早退)の場合平均賃金の6割以上をその日既に稼いでいれば休業手当の請求はできない。このような状況が繰り返される場合は、会社との交渉が必要。

- ①予約不要だが事前連絡が望ましい。(体制がとりやすい)
 - ②手ぶらでも可。可能であれば労働契約書、給与明細、など具体的な書類があれば的確なアドバイスができる。
 - ③匿名相談も可能だが、名乗っていただいた方が第二第三の相談を寄せていただいた場合に対応しやすい。
- 守秘義務により情報が外部に漏れることはないので安心して相



講師
盛岡労働基準監督署
副署長 飯野洋司様

必ずもってね！

労働条件通知書

必ず会社から交付してもらいましょう。申し出しても貰えない場合は、労働基準監督署へご相談を。

確認してね！

固定残業代の制度

どれほどの時間相当なのか？基本給の中に込み込みは認められない。
賃金の仕組みを労働条件通知書で確認を。

トラブル回避のためにも、労働者自身が是非労働法を学んでほし

菜園庁舎 館長より挨拶

事務局より

定員を超える申し込みがあり、お断りした方が多数いました。またアンケートに「もう一度受講したい」「さらに詳しく聞きたい」という回答が多数あり、労働法に関心が高い事を改めて感じました。

セミナーに参加したことで、相談に行ってみようかなと思いました。

参加者の感想

具体的な事例をもっと聴いてみたいです。

トラブルを未然に防ぐには労働者も正しい知識を自ら覚えて、学ぶことが必要だと感じました。

ハローワーク盛岡菜園庁舎
わかもの・新卒応援HW
盛岡市菜園1-12-18
盛岡菜園センタービル1F
電話 019-653-8609